

## 第5章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

第2節 広報・啓発活動の推進

第3節 計画の進行管理

共生社会を実現するため、各関係機関と連携を図りながら、総合的かつ計画的に本計画を推進します。

### 第1節 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、以下に掲げる点に配慮して行います。

#### 1 庁内関係部局との連携

庁内関係部署との連携のもと、「第2次光市総合計画」や「第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の各計画の進捗状況等の把握に努めるとともに、整合性を図りつつ、本計画を推進します。

#### 2 関係機関との連携と協働

計画の推進に当たっては、福祉、医療、教育、雇用等多様な分野との連携が必要となります。また、国や県の動向を踏まえながら、社会福祉法人・特定非営利活動法人等、各種関係機関や団体などと相互の緊密な連携を図りつつ、協働の視点に立って、総合的に推進します。

#### 3 地域との連携

障害のある人が地域においてその人らしく生活をするためには、地域住民の障害や障害のある人に対する理解が不可欠です。社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会等と連携・協働を図りながら、障害のある人に対する理解の促進に努めます。

### 第2節 広報・啓発活動の推進

さまざまな広報・啓発活動はもとより、交流・ふれあいを通じた障害のある人と障害のない人の相互の理解に向け、また、心のバリアフリーを進めるため、広報・啓発活動を推進します。

### 第3節 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、障害のある人やその家族をはじめ、事業者や教育、雇用等のさまざまな分野で構成される、光市地域自立支援協議会において、共生社会の実現に向けた施策の取組や、実施状況の確認を行い、総合的かつ計画的に推進します。また、第6期障害福祉計画の進捗管理については、サービス見込量の達成状況や地域生活への移行及び一般就労への移行の状況等の管理を行うとともに、意見の聴取を行い、推進に向けた取組を検討します。



# 資 料

## 参考資料

### 1 策定経過

#### (1) 光市地域自立支援協議会開催状況

障害のある人等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者からの意見等を反映するため、光市地域自立支援協議会において、計画の策定などについて協議を行いました。

|       |                  |  |
|-------|------------------|--|
| 第 1 回 | 令和 2 年 8 月 19 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次光市障害者福祉基本計画の改定及び第 6 期光市障害福祉計画策定方針について</li> <li>・計画策定スケジュールについて</li> <li>・アンケート調査の実施について</li> <li>・第 5 期障害福祉計画の進捗状況について</li> </ul> |
| 第 2 回 | 令和 2 年 12 月 25 日 | ・第 3 次光市障害者福祉基本計画の改定及び第 6 期光市障害福祉計画（案）中間報告について   |
| 第 3 回 | 令和 3 年 3 月 19 日  | ・第 3 次光市障害者福祉基本計画の改定及び第 6 期光市障害福祉計画（案）について   |

#### (2) 福祉に関するアンケート調査

障害のある人の実態、サービスの利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障害のない人へ意識調査を行いました。

|      | 障害のある人  | 障害のない人                                     |
|------|---|--|
| 調査対象 | 障害者手帳、自立支援医療（精神通院）、特定医療費（指定難病）の認定又は交付を受けている人及び障害福祉サービスの利用実績がある人の中から 500 人 | 光市に住民登録のある 18 歳以上の人の中から、左記の対象者を除いた 1,000 人 |
| 抽出方法 | 無作為抽出   |  |
| 調査方法 | 郵送によるアンケートの配布・回収  |  |
| 調査期間 | 令和 2 年 9 月 8 日～30 日   |  |
| 回答者  | 298 人   | 447 人                                      |
| 回答率  | 59.6%   | 44.7%                                      |

(3) 第3次光市障害者福祉基本計画の改定及び第5期光市障害福祉計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント)

市民の皆様のご意見・ご提言を、より反映させた計画とするため、計画の案を公表し、これに対する意見を募集しました。

|       |   |
|-------|---|
| 案 件 名 | 第3次光市障害者福祉基本計画の改定及び第6期光市障害福祉計画(案)に対する意見について |
| 募集期間  | 令和2年12月21日～令和3年1月21日                        |
| 提出件数  | 0件  |

## 光市障害者福祉基本計画等策定協議会設置要綱

平成29年6月9日

告示第74号

(設置)

第1条 障害者福祉基本計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたって、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第7項の規定に基づき、有識者等の意見を幅広く聴取するため、光市障害者福祉基本計画等策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、計画の策定に関し、提言及び提案を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体関係者
- (3) 福祉従事者
- (4) その他関係団体関係者
- (5) 行政機関の職員
- (6) 社会教育団体関係者
- (7) 公募により選出された者
- (8) その他市長が必要と認める者

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の意見を聴くことができる。

(設置期間及び任期)

第6条 協議会の設置期間は、計画の策定が完了するまでとする。

2 委員の任期は、協議会の設置期間とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年6月9日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、最初の協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、第6条第1項に規定する日限り、その効力を失う。

## 光市障害者福祉基本計画等策定協議会委員

| 区 分                      | 氏 名     | 役 職 名                    |
|--------------------------|---------|--------------------------|
| 学識経験者                    | 藤 井 正 彦 | 聖光高等学校社会福祉専門科教諭          |
|                          | 西 川 麻里子 | 元小学校教諭（地域コーディネーター）       |
| 障害者関係団体                  | 齊 藤 勉   | 光市身体障害者相談員               |
|                          | 末 本 恵美子 | 光市視力障がい者協会会長             |
|                          | 中 原 健 次 | 光市肢体不自由児者父母の会会長          |
|                          | 木 村 武 士 | 光市手をつなぐ育成会会長             |
|                          | 田 中 紘 子 | 周南さわやか家族会会長              |
| 福祉従事者                    | 國 澤 宗 厳 | 障害者支援施設ひかり苑施設長           |
|                          | 室 本 好 重 | 合同会社「歩夢」代表（社会福祉士）        |
|                          | 岩 佐 光 恵 | NPO 法人「虹のかけ橋」理事長         |
|                          | 埜 亮 次   | 大和あけぼの園施設長               |
| その他関係団体                  | 西 川 公 博 | 光市社会福祉協議会会長              |
|                          | 池 田 芳 晴 | 光市民生委員児童委員協議会会長          |
| 行政機関                     | 瀬 田 秀 樹 | 下松公共職業安定所雇用指導官（11月30日まで） |
|                          | 藤 井 浩 子 | 下松公共職業安定所雇用指導官（12月1日から）  |
|                          | 吉 野 健   | 周南健康福祉センター保健福祉企画室長       |
| 社会教育団体関係者<br>（人権に関する有識者） | 堀 歳 子   | 光市更生保護女性会会長              |
|                          | 小 川 善 昭 | 光・下松保護区保護司会会長            |
| 公募                       | 藤 原 博 子 |                          |
|                          | 須 磨 千恵子 |                          |

(平成 30 年 3 月)

## 光市地域自立支援協議会設置要綱

平成20年6月30日

告示第108号

## (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、光市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画の進行管理に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (7) その他必要と認められること。

## (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係団体等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者関係団体の代表者
- (3) 福祉従事者
- (4) 行政機関
- (5) その他関係団体

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、その者の職務により委嘱された者がその職を有しなくなったときは、後任者を補欠の委員とし、その任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

## (運営)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 専門の事項を協議するため、協議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

附 則 (平成24年告示第84号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第45号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第102号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

## 光市地域自立支援協議会委員

| 区 分      | 氏 名     | 役 職 名                |
|----------|---------|----------------------|
| 学識経験者    | 藤 井 正 彦 | 聖光高等学校社会福祉専門科教諭      |
|          | 新 山 律 子 | 小学校教諭（地域コーディネーター）    |
| 障害者関係団体  | 齊 藤 勉   | 光市身体障害者相談員           |
|          | 末 本 恵美子 | 光市視力障がい者協会会長         |
|          | 中 原 健 次 | 光市肢体不自由児者父母の会会長      |
|          | 少 貳 清 子 | 光市手をつなぐ育成会会長         |
|          | 田 中 紘 子 | 周南さわやか家族会会長          |
| 福祉・医療従事者 | 國 澤 宗 厳 | 障害者支援施設ひかり苑施設長       |
|          | 室 本 好 重 | 合同会社「歩夢」代表（社会福祉士）    |
|          | 本 山 京 子 | 訪問看護ステーション光管理者       |
|          | 埜 亮 次   | 大和あけぼの園施設長           |
| その他関係団体  | 梅 本 貞 則 | 光市社会福祉協議会会長          |
|          | 竹 本 新 助 | 光市民生委員児童委員協議会会長      |
| 行政機関     | 宇 都 康 之 | 下松公共職業安定所雇用指導官       |
|          | 大 橋 武 文 | 周南健康福祉センター保健福祉・総務室室長 |

(令和3年3月)



第3次光市障害者福祉基本計画（改定）及び第6期光市障害福祉計画

発行日：令和3年3月

発行：山口県光市

編集：光市福祉保健部福祉総務課

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センターあいぱーく光

TEL 0833-74-3001

URL <https://www.city.hikari.lg.jp/>